可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の変更の認可の申請）

第三十七条　指定試験機関は、法第五十七条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十の試験事務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第三十八条　法第五十七条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第三十九条　指定試験機関は、法第五十八条の許可を受けようとするときは、様式第二十一の試験事務休止（廃止）許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第四十条　指定試験機関は、法第五十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第二十二の事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画及び収支予算を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の変更の認可の申請）

第四十一条　指定試験機関は、法第五十九条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十三の事業計画等変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四十二条　指定試験機関は、法第六十条の認可を受けようとするときは、様式第二十四の役員選任（解任）認可申請書に選任又は解任に係る役員の氏名、略歴及び選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の変更の認可の申請）

第三十五条　指定試験機関は、法第二十四条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十の試験事務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程の記載事項）

第三十六条　法第二十四条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第三十七条　指定試験機関は、法第二十五条の許可を受けようとするときは、様式第二十一の試験事務休止（廃止）許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第三十八条　指定試験機関は、法第二十六条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第二十二の事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画及び収支予算を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の変更の認可の申請）

第三十九条　指定試験機関は、法第二十六条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第二十三の事業計画等変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四十条　指定試験機関は、法第二十七条の認可を受けようとするときは、様式第二十四の役員選任（解任）認可申請書に選任又は解任に係る役員の氏名、略歴及び選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（試験員の要件）

第四十三条　法第六十二条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一～三　［略］

（試験員の選任又は解任の届出）

第四十四条　指定試験機関は、法第六十二条第三項前段の規定による届出をしようとするときは、様式第二十五の試験員選任届出書に選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の課目及び選任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（試験結果の報告）

第四十五条　［略］

（帳簿）

第四十六条　法第六十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～二　［略］

2　指定試験機関は、法第六十六条第二項の規定により帳簿を保存するときは、前項第一号に掲げる事項は試験事務を廃止するまで、同項第二号に掲げる事項は三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十七条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第六十六条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

（試験事務の引継ぎ等）

第四十八条　指定試験機関は、法第六十七条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一～三　［略］

（試験員の要件）

第四十一条　法第二十九条第二項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一～三　［略］

（試験員の選任又は解任の届出）

第四十二条　指定試験機関は、法第二十九条第三項前段の規定による届出をしようとするときは、様式第二十五の試験員選任届出書に選任した試験員の氏名、略歴、担当する試験の課目及び選任の理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（試験結果の報告）

第四十三条　［略］

（帳簿）

第四十四条　法第三十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～二　［略］

2　指定試験機関は、法第三十三条第二項の規定により帳簿を保存するときは、前項第一号に掲げる事項は試験事務を廃止するまで、同項第二号に掲げる事項は三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十五条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十三条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

（試験事務の引継ぎ等）

第四十六条　指定試験機関は、法第三十四条第二項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一～三　［略］